

【閲覧用】

令和3(2021)年第1回 飯塚市農業委員会総会 議事録				
開催年月日	令和3 (2021) 年 1月 13 日 (水)			
開催場所	飯塚市役所本庁 7階市議会委員会室			
開会	午前 10 時		閉会	午前 11 時 38 分
議事及び 議決結果表	番号	件名	結果	備考
	議案第 1 号	農地法第 3 条の許可申請について	許可	3 件
	議案第 2 号	農地法第 4 条の許可申請について	許可相当	1 件
	議案第 3 号	農地転用計画変更申請について	許可相当	2 件
	議案第 4 号	農地法第 5 条の許可申請について	許可相当	8 件
	議案第 5 号	農用地利用集積計画(利用権設定)について	決定	59 件
	議案第 6 号	農用地利用集積計画(所有権移転)について	決定	1 件
	議案第 7 号	農業振興地域整備計画の変更について	決定	
	報告第 1 号	農地所有適格法人の報告について	済	1 件
	報告第 2 号	農地法第 18 条第 1 項ただし書による 合意解約の報告について	済	13 件
	報告第 3 号	農地転用完了等の報告について	済	
出席委員	農業委員	19 人	農地利用最適化 推進委員	9 人
欠席委員	農業委員		0 人	
署名委員	15 番	奥野 由佳	16 番	深町 義則
事務局	局長	田中 善広	主任	赤崎 政伸
	主任	鏡 吉秀	主事補	野中 智仁
その他の 出席者	まちづくり推進課 山本 隆司			

農業委員出席状況（19名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1(会長)	福澤 正剛	○	11	上田 高志	○
2(副会長)	大隈 秀文	○	12	須堯 忠臣	○
3	原田 敏行	○	13	大熊 真	○
4	茅野 兵次郎	○	14	多田 信之	○
5	藤田 武治	○	15	奥野 由佳	○
6	畠中 五恵子	○	16	深町 義則	○
7	高野 敏治	○	17	城石 隆生	○
8	伏原 和也	○	18	淺田 正次	○
9	岡松 美由紀	○	19	小山 光治	○
10	新開 剛	○			

農地利用最適化推進委員出席状況（9名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	○	16	山本 真二	—
2	幸崎 黙	○	17	平嶋 正雄	—
3	三村 保始	—	18	田中 直敏	—
4	肘井 郁秀	—	19	原 寅雄	○
5	池永 雅行	—	20	藤井 光生	—
6	福間 健二	—	21	瀧本 康男	—
7	岡松 正利	○	22	中野 敏次	—
8	大村 敏之	○	23	多田 茂康	—
9	小畑 和廣	—	24	武本 正国	—
10	平畑 悟諭	—	25	山本 保利	—
11	水間 惣吾	—	26	松延 隆幸	—
12	岡松 明人	○	27	嶋田 正志	—
13	大谷 繁信	○	28	中村 勉	—
14	藤田 光幸	○	29	森田 輝巳	—
15	田中 一平	○	30	許斐 太一	—

議案第1号第1項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
借主・譲受人		耕作面積	
貸主・譲渡人			
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(19番推進委員：原委員) 12月18日に譲受人から話を聞いた。譲渡人の構成員である譲受人が申請地を取得し、営農するものです。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第1号第2項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
借主・譲受人		耕作面積	
貸主・譲渡人			
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(2番推進委員：幸崎委員) 12月14日に譲受人から報告あり。農機具も揃っており、特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第1号第3項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
借主・譲受人		耕作面積	
貸主・譲渡人			
備考	売買		

第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(7番推進委員：岡松委員) 12月24日に譲受人及び19番小山農業委員と共に現地確認済。譲渡人は高齢のため管理が不十分ですので、所有権を移転したいとの事でした。水利関係も地元農区の承認を得ており、隣接農地への影響もなく、特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第2号第1項 農地法第4条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
申請人	[REDACTED]	農地 区分	2種 (10ha未満)
転用目的 施設の概要	貸資材置場敷		
備考	なし		
造成	進入路部分で最大で300cm程度の盛土。 資材置場部分で最大で100cm程度の盛土。表面は砂利敷。		
進入口	東側県道から幅4mの進入路を設置。		
土留め	北西側で隣接地へ投げ掛け、北側で隣接地へ擦り付け、その他の周囲で法面土羽打ち。		
被害防除	西側、南側及び東側で、高さ100cmの農業用ネットを設置。		
雨水排水	申請地内に溜柵及びVP管を設置、東側水路に放流。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和3年2月1日から令和3年7月31日まで		
水利同意	[REDACTED] 農区の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金)自己資金。残高証明あり。 (信用)現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(7番推進委員：岡松委員) 12月15日に、譲受人及び行政書士と共に現地確認済。申請地は現在不耕作地。隣接地への影響はない。地元農区の同意もあり、問題なし。		
現地調査報告	(事務局) 12月25日の正副会長と事務局による現地調査及び検討会について報告。 特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第3号第1項 農地転用計画変更申請について

※議案第4号第1項と関連、一括審議

土地の所在地 地目、面積			
変更前の事業計画に従った実施状況	造成まで完了	農地区分	3種 (第1種住居地域)
当初転用者			
承継者			
当初事業計画	一般住宅敷		
変更後事業計画	宅地分譲敷		
備考	平成10年9月1日付け10飯農計第248号にて許可を受けていたもの。		
造成	最大で20cm程度の切土工。		
進入口	道路に接する南東側に設置。		
土留め	進入口を除いた周囲に存在する既存土留壁をそのまま活用。前面道路中心線から2mのセットバック。(自己管理)		
被害防除	農地に接する申請地の北西から南西にかけて高さ80cmのフェンスを設置。		
雨水排水	地下への自然浸透及び前面道路では官民境界に沿って自費施工で新設する道路側溝に放流。(各区画販売後の施工時には、雨水樹等の敷設あり。)		
生活雑排水	なし(各区画販売後の施工時には、合併処理浄化槽の敷設あり。)		
工事計画期間	令和3年2月10日から令和3年5月10日まで		
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金)自己資金、残高証明あり。 (信用)現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(13番推進委員:大谷委員) 譲渡人が平成10年に許可を受け、そのまま更地となっていた。今回その土地を宅地分譲敷として利用する計画となっている。12月8日に承継する事業者と、また12月11日に再度隣接する地主との境界立会及び生産組合の水利承認も出ているので問題なし。		
現地調査報告	(事務局) 12月25日の正副会長と事務局による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第3号第2項 農地転用計画変更申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
変更前の事業計画に 従った実施状況	造成完了 1戸建築中	農地 区分	3種 (第一種居住地域)
当初計画者	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]		
承継者	—		
当初事業計画	住宅展示場敷		
変更後事業計画	住宅展示場及び宅地分譲敷		
備考	令和2年5月25日付け2・飯農第47号-18にて許可を受けていたもの。		
造成	最大で90cm程度の盛土工。 造成後の表面は進入路部分で砂利敷き。		
進入口	南東側市道からの幅6mの進入路を敷設。各分譲地へはこの通路から進入。南側水路には、占用許可により床板を設置。		
土留め	南東側でパラペット擁壁、その他の周囲で重力式擁壁を設置。		
被害防除	進入口を除く周囲で、高さ120cmのフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に雨水枠を設置、進入路に設置するPU側溝を介し、南東側水路に放流。		
生活雑排水	南東側市道の公共下水管に放流。		
工事計画期間	令和2年5月1日から令和3年1月31日まで		
水利同意	農区の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金)自己資金。残高証明あり。 (信用)現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(1番推進委員:官本委員) 12月20日に現地にて施工業者から説明あり。擁壁及び排水については、きちんと整備される。地元農区の同意もあり、問題なし。		
現地調査報告	(事務局) 12月25日の正副会長と事務局による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	異議なし		
審議結果	許可相当		

議案第4号第1項 農地法第5条許可申請について

※議案第3号第1項と関連、一括審議

土地の所在地 地目、面積			
権利内容	所有権		
譲受人		農地区分	3種 (第1種住居地域)
譲渡人			
転用目的 施設の概要	宅地分譲敷		
備考	売買		
造成	最大で20cm程度の切土工。		
進入口	道路に接する南東側に設置。		
土留め	進入口を除いた周囲に存在する既存土留壁をそのまま活用。前面道路中心線から2mのセットバック。(自己管理)		
被害防除	農地に接する申請地の北西から南西にかけて高さ80cmのフェンスを設置。		
雨水排水	地下への自然浸透及び前面道路では官民境界に沿って自費施工で新設する道路側溝に放流。(各区画販売後の施工時には、雨水樹等の敷設あり。)		
生活雑排水	なし(各区画販売後の施工時には、合併処理浄化槽の敷設あり。)		
工事計画期間	令和3年2月10日から令和3年5月10日まで		
水利同意	生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金)自己資金、残高証明あり。 (信用)現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(13番推進委員:大谷委員) 譲渡人が平成10年に許可を受け、そのまま更地となっていた。今回その土地を宅地分譲敷として利用する計画となっている。12月8日に承継する事業者と、また12月11日に再度隣接する地主との境界立会及び生産組合の水利承認も出ているので問題なし。		
現地調査報告	(事務局) 12月25日の正副会長と事務局による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第4号第2項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]				
権利内容	所有権				
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2種 (10ha未満)		
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]				
転用目的 施設の概要	一般住宅、駐車場及び資材置場敷 居宅 1棟 150.80 m ² 建ぺい率 23.27% 進入路 107.00 m ²				
備考	なし				
造成	最大で140cm程度の盛土工。 業務用地において、造成後の表面は砂利敷。				
進入口	南側道路より進入。 業務用地についても同様の経路にて進入。				
土留め	東側の一部、西側の一部及び南側においてコンクリート擁壁を新設。 東側の一部、西側の一部及び北側においてブロック擁壁を新設。 西側境界から水路の間においてはコンクリート舗装。				
被害防除	全方位へ高さ100cmのフェンスを設置。				
雨水排水	住宅用地において、雨水枠を敷設し西側水路へ放流。 業務用地において、自然流下及び溜枠を敷設し西側水路へ放流。				
生活雑排水	住宅用地において、合併浄化槽を敷設。西側水路へ放流。 業務用地はなし。				
工事計画期間	令和3年2月10日から令和3年11月30日まで				
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。				
第5条第2項各号	(資金) 金融機関の融資。融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。				
補足説明	計画面積755m ² から進入路面積107m ² を除いた面積が敷地部分の648m ² となり、建ぺい率は23.27%となる。				
地区推進委員報告	(15番推進委員：田中委員) 12月17日に業者より説明を受けた。地元水利同意も取れている為、問題なし。				
現地調査報告	(事務局) 12月25日の正副会長と事務局による現地調査及び検討会について報告。 特に問題なし。				
質疑・意見	(1番農業委員：福澤会長、2番農業委員：大限副会長) 駐車場及び資材置場敷については、工事完了後、1年後以降でないと地目変更が出来ないのではないか。				

	<p>(事務局)</p> <p>平成26年5月9日開催の農業委員会総会にて可決した申し合わせ事項では「資材置場敷及び駐車場敷については、工事完了後申請者より完了届の提出があり次第、事務局が現地確認し、確認日より1年後に申請に基づき現況証明書を発行する。」となっています。</p> <p>また、この審議の中で「一般住宅など建物が建たない、いわゆる露天の駐車場及び資材置場について」という補足説明がございますので、本件の一筆内で一般住宅の建築と駐車場及び資材置場の整備を行う計画については、この申し合わせ事項で規制する土地に該当せず、計画通りの施工が完了した時点で現況証明書の発行を行う予定としています。</p>
審議結果	許可相当

議案第4号第3項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]				
権利内容	所有権				
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	農地区分	1種 (10ha超の連担) (集落接続)		
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]				
転用目的	一般住宅敷				
施設の概要	居宅 1棟 136.24 m ² 、建ぺい率 45.26%				
備考	売買				
造成	最大で70cm程度の盛土工。				
進入口	西側道路からの全幅。				
土留め	東側においてコンクリートブロック擁壁を新設。 西側において道路へ擦り付け。 北側及び南側において隣接地へ投げ掛け。北側及び南側境界から隣接地擁壁までの施工については、隣接地所有者の施工承諾あり。				
被害防除	東側において高さ80cmのフェンスを設置。				
雨水排水	住宅周囲に雨水枠を敷設し、西側道路側溝へ放流。				
生活雑排水	合併浄化槽を設置し、西側道路側溝へ放流。				
工事計画期間	令和3年2月15日から令和3年6月30日まで				
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。				
第5条第2項各号	(資金)自己資金及び金融機関からの融資。残高証明書及び融資証明あり。 (信用)現在、違反転用事案なし。				
補足説明	なし				

地区推進委員報告	(12番推進委員：岡松委員) 12月22日に土地家屋調査士より説明を受けた。譲渡人については、現在土地の整理を行っている状況。両隣は地元生産組合長の承認もあり、問題なし。
現地調査報告	(事務局) 12月25日の正副会長と事務局による現地調査及び検討会について報告。 特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第4号第4項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
借主・譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地区分	3種 (準工業地域)
貸主・譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	資材置場及び車両置場敷		
備考	売買		
造成	最大で30cm程度の盛土工。		
進入口	南側に設置。(幅5m程度)		
土留め	北側及び南側でコンクリートブロック壁を新設。東側及び西側では、隣接既存擁壁に投げ掛け。		
被害防除	北側及び南側で、整地面から高さ30cm程度の築き上げ。東側及び西側では、特段の施工なし。		
雨水排水	グレーチング付き24cmU型側溝と溜柵で集水し、前面道路に新設する埋設管を経由し、既存側溝に放流。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和3年2月15日から令和3年6月30日まで		
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金)自己資金、残高証明あり。 (信用)現在、違反転用事案なし。		
補足説明	申請地内では、周囲に油脂類が漏洩する可能性のある資材は管理しない。		

地区推進委員報告	(13番推進委員：大谷委員) 長年遊休地となっており、農業委員と推進委員が間に入りながら地元で買い手を探した。地元生産組合の同意も得ている為、問題なし。
現地調査報告	(事務局) 12月25日の正副会長と事務局による現地調査及び検討会について報告。 特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第4号第5項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地区分	3種 (第一種住居地域)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	宅地分譲敷		
備考	売買 令和2年12月8日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会。		
造成	30cm程度の盛土。表面は通路部分でアスファルト舗装。		
進入口	北東側市道からの幅6mの通路を敷設。各分譲地へはこの通路からの進入。		
土留め	北東側で市道に擦り付け、南東側の一部でコンクリートブロック積み、その他の周囲で土留めコンクリート施工。 北東側で道路中心線より3mのセットバック。		
被害防除	進入口を除く周囲で、高さ120cmのフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に側溝を設置、南西側水路に放流。		
生活雑排水	北東側市道の公共下水管に放流。		
工事計画期間	令和3年2月1日から令和3年3月30日まで		
水利同意	農区の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金)自己資金。残高証明あり。 (信用)現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(1番推進委員：宮本委員) 12月20日に現地にて施工業者から説明あり。擁壁及び排水については、きちんと整備される。地元農区の同意もあり、問題なし。		

現地調査報告	(事務局) 12月25日の正副会長と事務局による現地調査及び検討会について報告。 特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第4号第6項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地 区分	2種 (10ha未満)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	建売住宅敷 建売住宅 8棟 463.68 m ²		
備考	売買 令和2年12月21日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会。		
造成	最大で110cm程度の盛土工。		
進入口	申請地内に幅約6mの進入路を新設。西側市道より進入後、各分譲地へはこの通路から進入。進入路部分については、市に帰属。		
土留め	東側においてL型擁壁及びコンクリートブロック擁壁を新設。 南側においてコンクリートブロック擁壁を新設。 北側及び西側において法面土羽打ち。		
被害防除	東側及び南側において高さ80cmのフェンスを設置。		
雨水排水	各分譲地に雨水枠を敷設し、進入路の落蓋式U字型側溝、横断暗渠管及び自主施工による自由勾配側溝を経由して南側暗渠排水へ放流。		
生活雑排水	各分譲地に合併浄化槽を敷設。雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和3年2月15日から令和4年5月15日まで		
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金)自己資金及び法人からの融資。残高証明書及び融資証明あり。 (信用)現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(15番推進委員:田中委員) 12月19日に土地家屋調査士より説明を受けた。地元生産組合の同意も得ている為、問題なし。		

現地調査報告	(事務局) 12月25日の正副会長と事務局による現地調査及び検討会について報告。 特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第4号第7項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]				
権利内容	使用貸借権				
譲受人	[REDACTED]	農地 区分	3種 (第一種住居地域)		
譲渡人	[REDACTED]				
転用目的 施設の概要	共同住宅敷 共同住宅 1棟 194.87 m ²				
備考	なし				
造成	最大で100cm程度の盛土、50cm程度の切土。 表面は駐車場部分でアスファルト舗装。				
進入口	南側市道からの全幅。				
土留め	南側で市道に擦り付け、西側の一部及び東側の一部でDK擁壁、その他 周囲でコンクリートブロック積み。南側で道路端から4mのセットバック。				
被害防除	西側及び東側で、高さ80cmのフェンスを設置。				
雨水排水	申請地内に溜柵及びVU管を設置、南側道路側溝へ放流。				
生活雑排水	合併浄化槽を敷設、南側道路側溝へ放流。				
工事計画期間	令和3年2月10日から令和3年6月30日まで				
水利同意	[REDACTED] 農区の同意あり。				
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。				
補足説明	申請人は夫婦関係。 (8番推進委員: 大村委員)				
地区推進委員報告	11月12日に現地にて施工業者から説明あり。転用計画については問題なく、地元農区の同意もあり問題なし。				
現地調査報告	(事務局) 12月25日の正副会長と事務局による現地調査及び検討会について報告。 特に問題なし。				
質疑・意見	なし				
審議結果	許可相当				

議案第4号第8項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地区分	2種 (10ha未満)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的	一般住宅敷		
施設の概要	居宅 1棟 149.88 m ² 、建ぺい率 47.58%		
備考	贈与		
造成	最大で120cm程度の盛土工。		
進入口	北側道路より進入。		
土留め	東側、南側及び西側においてコンクリートブロック擁壁を新設。		
被害防除	特段の施工なし。		
雨水排水	住宅周囲に溜枡を敷設し、新設する地下埋設VU管を経由後、南東側溜池へ放流。		
生活雑排水	合併浄化槽を設置し、雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和3年2月15日から令和3年6月30日まで		
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金)自己資金及び金融機関からの融資。残高証明書及び融資証明あり。 (信用)現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし。		
地区推進委員報告	(14番推進委員:藤田委員) 1月5日に譲渡人を訪ね内容を調査確認しましたが、何ら問題なし。また、地元生産組合も同意している。		
現地調査報告	(事務局) 12月25日の正副会長と事務局による現地調査及び検討会について報告。 特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第5号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

地目別 設定面積	田	154,999.00 m ²		
	畠	1,114.00 m ²		
	樹園地	0.00 m ²		
	採草放牧地	0.00 m ²		
	計	156,113.00 m ²		
作物別 設定面積	水稻	(3年以下)	49,298.00 m ²	15件
		(6年以下)	56,615.00 m ²	23件
		(10年以下)	41,470.00 m ²	18件
		計	147,383.00 m ²	56件
	飼料作物	(6年以下)	1,482.00 m ²	1件
		計	1,482.00 m ²	1件
	野菜	(3年以下)	7,248.00 m ²	2件
		計	7,248.00 m ²	2件
	計	(3年以下)	56,546.00 m ²	17件
		(6年以下)	58,097.00 m ²	24件
		(10年以下)	41,470.00 m ²	18件
		計	156,113.00 m ²	59件
設定内容	別紙一覧表のとおり			
第18条第3項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。			
補足説明	なし			
質疑・意見	(13番農業委員：大熊委員) お尋ねですけれども、1年1作の関係で違反した方がおられたと思いま すが、こういった方につきましては、利用権設定はペナルティの対象と ならないのかお尋ねします。11ページの■番に■さんという方 がおられますが、この方が1年1作の違反をされて、今、原状回復をし て1年間経過していないですが、こういった方も利用権設定を行うこと が出来るのですか。ペナルティをかける必要がないのかお尋ねします。 (事務局)			
	今、ご指摘がありました案件につきましては、現在、原状回復をとつて おられるという形の中で、その案件についてはご指摘のとおり必ず1年 1作を行っていただく形で指導はしていきたいと。また、本件につきま して新たに利用権設定を設定して耕作をしていきたいというものについ ては、今のところ、具体的に罰則規定があるかというとないという理解 をしているところです。これにつきましては、個別に1年1作以上、も ちろん本件につきましては、6年間の利用権設定期間となっております ので、しっかりとその期間につきましては、管理・耕作を行っていただ くよう注意を払っていきたいと考えております。			

(13番農業委員：大熊委員)

ペナルティの関係は決まっていないしですね、その辺をはっきりさせないところといった問題が発生した時にですね、間に合わない訳ですよね。私が何故こういった事を申しますかと言うと、例えば1年1作のペナルティで農地の取得等が出来ませんよと、1年間は出来ませんよという事でペナルティをかけていくと思いますが、この利用権設定につきましても取得ではないけれども、耕作権を取得されるという事は農地を取得する事とあまり変わらないのではないかと、そういう風に私は判断した訳ですね。そこら辺は早くはっきりさせたほうが良いという風に思いますが、皆さんのご意見はどんな風かなと思ってお尋ねしたいと思います。

(議長)

その件については、以前より皆さんと検討会・全体会議等を開いてですね、決め事を早急にしていこうという事は検討しております。しかしながら、今現在、コロナの関係でスムーズに集まる事が出来ませんので、しかしながら、今回21日に全体会議を行うと。そして、今から先、随時、時間が取れれば、そういう事についても皆さんと協議をしながら決め事をしていきたいと。今現在については、ペナルティをかけるという決まり事がない訳ですよね。だから、今現在としては、これで良いかどうかの審議をしていただきないと前に進まないと思います。しかしながら、今現状は原状復旧されるとんでしょうね。まだ今現在、前のまま元に戻していないという事であれば、色々問題があると思いますが、今後のペナルティ関係につきましても、皆さんと早急に協議してですね、決めていきたいと思います。今回については、そういう決まりがない訳ですから、これで了承いただきたいと思いますが、よろしいですか。

(16番農業委員：深町委員)

この小作権の問題という事よりも、色んな農業委員会の取り決め事項及び色々なものを申請する場合において、ペナルティの対象となるのは、以前の場合は恐らく全部、農業委員会の手続きに対しては出来ませんという事で以前は解釈していたと思います。その後、変更になったかというのは私の記憶にありませんけれども、私の記憶の中にあるのは、こういう小作権の問題についても、対象になったという記憶があります。今、会長が言られた事については、そういう取り決めがないという風に言われましたけれども、ちょっと違う感じがするんですけれども。私が長年農業委員会にお世話になった中で、こういう案件について認めた経過はなかったように思います。

(事務局)

今、ご指摘の1年1作、違反転用といいますか、申請通りに施工がされていないという案件でございます。まず1年1作については、基本農家資格をお持ちの方が農地を取得し、耕作しないまま次に転用行為に至ると、いわゆる表現が適切かという事はありますが、土地転がし的な投機

目的的な転用に繋がってはいけないと歯止めの規定になっていたかとそういう風に理解しております。今一度、確認は必要かと思いますが、そういったような形で、農地を取得して肥培管理せずに転用するという事態になった場合には、色々と問題があると。それについて、指導に従わなかつた場合には、基本的にその是正がなされない限りは申請を受け付けないという風に理解しているところでございます。それを翻ってみると、本件については所有権が移転されない、あくまでも貸し借りであり、耕作目的であるという事でありますので、先ほどの説明と重複となります。ご指摘の案件の今後の推移の状況、しっかりと是正されたまま耕作に繋がるかどうかという事と合わせてですね、これらの新規の利用権についても、しっかりと肥培管理がなされていくかという事について、しっかりと注意を払いながら、状況の推移を見守りたいとそのように考えております。

(16番農業委員：深町委員)

今、事務局が説明した内容について、反論という訳ではございませんけれども、合併してずっとやってきた事については、違反行為のものが終わっていないものについては、色々な農業委員会の諸手続きを拒否するという形で私達は最初から指導を受けたように思います。今の事務局の説明でいくと小作権設定、その他については、その対象ではないような感じですけど、それはペナルティ的な問題からいっても甘いんじゃないですか。小作権の問題というのは、その違反者に対する個人的利益を優遇するというのは、農業委員会の見解に当たると思います。ペナルティとして一番大切なものは、そういう風な違反行為をされた人に対しては、厳重な罰則をしなくてはならないという前提で行われていると思います。その観点から言いますと、この小作権設定についても何らかの検討材料の中に入れなくてはいけない。ただ簡単に事務局説明だけで、こういうセオリーを作られたという事は私としては疑問があると思います。

(11番農業委員：上田委員)

1年1作については、事務局が説明した通り、土地の転売を禁止しようというところで農地を守るという事で1年1作をやってきたという風に理解している。それで違法行為いわゆる無許可で農地転用の申請をせずに宅地に変えるとかいう事を行った方については、ペナルティをかけていこうと、そういう事で一切受け付けないと。ところが、現実に農業委員会の方から指摘して、現況に戻してくださいよという指導をずっとやってきて、そして現況に復帰した時には違反状態にはない訳ですよね。ですから、違法状態がなくなれば、これについてはペナルティを科すとかいう事はないだろうと、今後何年間させないとかいう事はまだ決めてないはずですよ、議長が言う通りに。それについては違法状態がなくなった、申請の中でも説明の中で、現在違法状態にありませんという事で説明してきている訳ですから、その分については違法状態がなくなった

時点では、現在決めていないペナルティを科すという事はおかしいんじやないかという風に考えております。

(13番農業委員：大熊委員)

先ほどから事務局の説明があっておりますけれども、内規的なものですかね、農業委員会の決め事については恐らく整理はされてあると思います。過去の分を見ていただいて、精査していただいた上でしっかりと回答をしていただかないと。今の意見というのは、色々曖昧な部分もありますので、そこら辺をはっきりとさせて結論を出したほうが良いと思いますので、過去のデータを調べていただいて、1年1作というのはどういう目的で作られたのか、それはいつ頃から運用されたのか、ペナルティについても恐らく事蹟が残っていると思いますので、先ほど深町委員も言われたようにですね、そこら辺は精査してですね、報告してください。曖昧な回答ではいかんと思います。よろしくお願ひします。

(事務局)

今、ご指摘ございました、過去の事例や申し合わせの整理については早急に対応を取りたいと思います。しかしながら、農地の管理に困っておられる方がおられる。そして、その農地を先ほど説明があった通りに原状回復、是正指導に従った形の中で、違法状態ではないという理解の中で、耕作をしてもらう為にはこの方でという事で、書類が地主さんの了承のもと出てきているという状況にあった時にはですね、しっかりと肥培管理をしていくようですね、他の案件も同様でございますけれども耕作はされるように注意を払って、もしそれに違うような事があれば個別指導を行うという形で対応させていただければというところが事務局の考え方でございますが、いかがでしょうか。

(19番農業委員：小山委員)

議論が噛み合っていないように思うんですけど、事務局の説明はちょっとおかしいと思います。深町委員がおっしゃっているのは、過去の経緯を見て、今までそういう事をしてきたと理解している、上田委員がおっしゃっているのが、1年1作の事をこここの現場の人達がきちっと決めていないので、適用されないという風に2人の意見はなっていると思います。事務局の説明では、1年1作の関係で、今、説明されましたけど、私としては深町委員の今まで過去の先輩方が決められた取り決めを、優先して決着をするべきだろと。今まで色々な取り決めがあつてきていると思うんですよ。もしここで、利用権の関係を整理してしまうと今までの取り決めが何もなかったという風な事になりますので、そういう取り決めがあったのか、なかったのかをはっきりしていただきたいと思います。

(8番農業委員：伏原委員)

今、言われている事は分かるんですよ。この利用権設定にしても利用者が [REDACTED] という形ですからね、早めにせないけんのやろうと思いますけ

ど、ただ今、小山委員も言ったようにこちらの委員と事務局が言っている事が交わっていないからですね、21日全体会開くやないですか。それまでにきちんとそのところの分を深町委員が言われた過去の経緯をきちんとされてからですね、21日までこの件だけ保留したらどうですか。このままいくとずっと平行線のまま、時間だけかかると思いますけど。

(議長)

私もそう思います。今の意見についてはですね、やはり前会長の深町委員の意見は重いと思います。長年経験してありますからね。その辺りをちゃんと事務局で精査してですね、21日がありますから、ちゃんと報告してですね、色々な問題があると思うんですよね、もう早めに決め事をきちんと決めて明記していきたいんですよ、私もですね。何せコロナ禍という事でありますのでですね、どうでしょうか。今の[]さんの件は、保留とするべきか。どんな風でしょうか。それが良いですかね。ちゃんと精査して21日にまた議論してですね、明確にしたいと思いますが、そういう方向でよろしいでしょうか。

(2番：大隈副会長)

私も今言われた形の考え方で良いです。ただ、この前の件は先ほど大熊委員から出ましたけれども、事務局で話したのは来月に農地の取得を取得するという案件が上がっているという話が出ましたよね。これはする時は前の利用権かというところでペナルティがあるのか、ないのかのところで議論が、原状回復したらない、良いやないかという事でございましたけれども、私は土地がするのではなく、所有者の意思が働いたから動くんですから、今の件の時には、事前に聞きに来られた時には届出や許可がいりますよと言わても無視してされた、それが判明したから元に戻された。そしてそれを立会の下でまた解消したという事があつたので悪質とまで言いました。だからそういう事をしてですね、立会後すぐに取っ払うなんて農業委員会が始まって以来ではないかという事も事務局に聞きました。だからこういうのが買うとか言った時には、きっちりした整理をみんなの合意の下せんといけんよという事を私は言っておりましたので、今言われた保留という形で再度協議がいると思います。

(議長)

今意見も出ましたけれどもですね、今回については承認をしなくてですね、精査をしてもらって21日にまた皆さんで議論をしてですね、決めるという事でよろしいですか。

※1月21日の協議結果

○事務局

申し合わせ事項によれば、「1年1作をしていなければ、原則として転用等を認めない。」という運用。そして、「転用許可条件に違反したものが後に行う農地転用申請に対して5年間不許可の意見を付す。」という運用

	です。以上のことから、今回につきましては、借地権設定に基づく肥培管理、耕作という事ですので、利用権については認めても良いものとして取り扱ってはいかがかという事で提案しているものです。
○議長	本件については提案通り承認ということでお願いします。 (賛成の声あり) (反対の声なし)
審議結果	決定

議案第 6 号第 1 項 農用地利用集積計画（所有権移転）について

譲受人	[REDACTED]	耕作面積	[REDACTED]
譲渡人	福岡市中央区天神 4 丁目 10 番 12 号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 渡邊 大起	利用目的	水田として利用
土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
所有権の移転時期	令和 3 年 1 月 25 日		
第 18 条第 3 項各号	該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	決定		

議案第 7 号 農業振興地域整備計画の変更について

① 概要	
② 飯塚市農業振興地域整備計画書（案）	別紙のとおり
備考	なし
質疑・意見	<p>(15 番農業委員：奥野委員) 議案第 7 号別紙「農業振興地域整備計画の見直しについて」3 ページに記載の今後のスケジュールにおいて、「令和 3 年 1 月下旬、公告縦覧（30 日間）・異議申立期間（15 日間）」とあるが、どのように公告されるのか。また、どこで縦覧できるのか。 (事務局) 飯塚市役所本庁、各支所及び出張所の掲示板全 9 箇所で、文書にて公告を行う。なお、縦覧は飯塚市役所本庁農林振興課及び各支所経済建設課で行います。（市農林振興課確認） (15 番農業委員：奥野委員) 議案第 7 号別紙「飯塚農業振興地域整備計画書（案）」7 ページに記載の農用地等保全整備計画において、ため池整備事業の記載があるが、対象となっているため池は農業用のため池なのか。また、要望があ</p>

	<p>れば整備事業の追加は可能なのか。</p> <p>(事務局)</p> <p>農用地等保全整備計画に挙げている整備事業は、農業用のため池です。また、整備事業の要望がある場合、市農業土木課に相談があれば、現地調査を行い、事業実施の可能性について検討します。その検討結果により整備事業として取り扱うか否かを判断します。(市農業土木課)</p> <p>(16番農業委員：深町委員)</p> <p>この農振問題については、自分が現職の会長の時代から国へ申し入れていた事項である。それは何かと申しますと、旧市町村において、農振地域を増やす為に色々な画策がされている。旧穂波町では久保白ダムの受益権の拡大を目的として、山の畑やほとんど耕作がされていない農地も農振に入れている。現在、そこが耕作放棄地になって大変な問題になっている。現状の農振法の規定によると、農振地域が一区画10町歩以上あった場合は、除外などが出来ないと規定されている。それについて何らかの形の手を入れてもらいたいという事で、自分自身で [REDACTED] へ何度も申し入れ、特別立法でいいから、これを農地として回復するか、農地として利用出来ないなら非農地にするという働きを農業委員会にしてもらえないかと申し入れをして現状まで来ている。今回、見直しをするにあたり、前経済部長にも、こういう問題を抱えているので、解決してくれとは言えないにしても協議する場は作ってもらえないかと言っていたのに、全然声が出てない。現会長も分かると思うが、農振地域に入っている農地が森林化している所がたくさんある。ところが、広がりが10町歩以上ある為に、農業委員会の非農地証明の対象にならない。そういう問題についても今後検討してもらわないと、農振の見直しと言っているが、私から見ればこれは上面揃えだけ。確か3から4年に1回、見直さなければならぬと市は義務付けられているはず。ところが飯塚市は相当遅れてやっている。もう少し、市としても関心を持って、優良な農地の確保という事からやらないと、農業委員会がいくら農地を守ろうと言っても、法的にこういう風な抜け穴があったら何にもならない。そういう点での今後の農業委員会の協議もやってください。会長を中心にしてやってもらわないと、一農業委員では何も出来ない。お願いします。</p> <p>(議長)</p> <p>自分も色々思うところは多々ある。今からは前会長の意見も聞きながら、色々な働きかけをしていきたいと考えている。</p>
結果	決定

報告第 1 号第 1 項 農地所有適格法人の報告について

農地所有適格法人の名称	[REDACTED]
主たる事務所の所在地	[REDACTED]
代表者の氏名	[REDACTED]
代表者の住所	[REDACTED]
法人が所有し、又は所有権以外の使用及び収益する権利を有している農地	[REDACTED]
事業の状況	農畜産物名：水稻、麦 関連事業等名：農作業受託
構成員数	[REDACTED] [REDACTED]
業務執行役員数	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
要件の適否	適正
備考	なし
補足説明	なし
結果	済

報告第 2 号第 1 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 2 年 12 月 1 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 2 年 12 月 1 日
結果	済		

報告第 2 号第 2 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]
借主	[REDACTED]
貸主	[REDACTED]

解約事由	双方合意	合意年月日	令和2年12月8日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和2年12月8日
結果	済		

報告第2号第3項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地			
地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和2年12月8日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和2年12月8日
結果	済		

報告第2号第4項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地			
地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和2年12月11日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和2年12月11日
結果	済		

報告第2号第5項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地			
地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和2年12月15日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和2年12月15日
結果	済		

報告第2号第6項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和2年10月31日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和2年12月31日
結果	済		

報告第2号第7項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和2年12月1日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和2年12月1日
結果	済		

報告第2号第8項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和2年12月22日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和2年12月22日
結果	済		

報告第2号第9項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積			
借主			

貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和2年12月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和2年12月31日
結果	済		

報告第2号第10項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和2年12月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和2年12月31日
結果	済		

報告第2号第11項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和2年12月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和2年12月31日
結果	済		

報告第2号第12項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和2年12月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和2年12月31日
結果	済		

報告第 2 号第 13 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED] [REDACTED]		
貸主	[REDACTED] [REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 2 年 12 月 21 日
備考	血縁自作	引渡年月日	令和 2 年 12 月 21 日
結果	済		

報告第 3 号 農地転用完了等の報告について

①前月中に、 (1) 完了予定日を迎えた転用案件、 (2) 完了確認を行った転用案件、 (3) 現況証明書を交付した転用案件	別紙一覧表のとおり
②今月中に (1) 完了予定日を迎える転用案件	
備考	なし
結果	済